

文化財保存活用地域計画の変更について

文化財保存活用地域計画の計画期間は令和4年度から12年度までで、令和7年度が前期計画期間の最終年度となる。
 そのため、令和7年度に、前期計画期間の総括を行い、計画の時点修正や措置（事業）の見直しなど、必要な変更を行う。
 （※文化財保存活用地域計画推進協議会にて協議）

【見直しスケジュール】

6月	第1回協議会	・令和6年度措置（事業）進捗及び令和7年度スケジュールの確認 ・計画見直しについて説明 ・前期計画総括（案）への意見徴集
6月～9月	調 整	・計画の時点修正 ・庁内関係課の後期計画期間措置（事業）内容の変更作業 ・文化財保存活用地域計画推進協議会委員の意見反映作業
10月	第2回協議会	・前期計画総括（案）・計画変更（案）への意見徴集
11月	定例教育委員会	・前期計画総括（案）・計画変更（案）経過報告
12月	第3回協議会	・前期計画総括（案）・計画変更（案）の確認
1月	定例教育委員会	・前期計画総括・計画の変更議案上程（教育委員会での承認）
2月	全員協議会	・前期計画総括・計画の変更報告
3月	報告・広報	・（※）県・国へ変更報告 ・市ホームページに前期計画総括と計画の変更概要版を掲載 ・計画配布先へ計画変更概要版を送付

（※）認定を受けた文化財保存活用地域計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、文化庁長官の認定を受けなければならない。（文化財保護法第183条の4）

軽微な変更を行った場合は、都道府県及び文化庁へ情報提供することが望ましい。（文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針Ⅳ-5）

軽微な変更とは、①計画期間の変更 ②市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
 ③地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更 以外の変更をいう。

【見直し作業の方法について】（案）

- ・現計画は第1章～第6章及び資料編に渡りかなりの量となるが、それぞれの章の内容から下記のやり方での見直しを進めたい。

①【表紙等、第1章～第3章、第6章、資料編】

- ・第1章 文化財保存活用地域計画作成の目的と位置付け
- ・第2章 大野市の歴史文化の総合的把握
- ・第3章 大野市の歴史文化の特徴と概要
- ・第6章 推進体制
- ・資料編

⇒ 以下の点から、市担当課で見直し（案）を作成し、別途各委員に送付。修正箇所があれば返信（添削）いただき反映させる方法をとりたい。

- ・事実関係の更新による部分がメインとなるため

例）指定文化財やおおの遺産など新指定や認証による記載更新

中部縦貫自動車道等進捗や星空保護区の認定など現況の変化による記載変更 など

②【第4章～第5章】

- ・第4章 基本理念・方針・措置

第1節 基本理念 第2節 調査研究・保存・活用の現状と課題（※） 第3節 調査研究・保存・活用の方針

第4節 調査・研究・保存・活用の措置 第5節 文化財の防災・防犯（※）

- ・第5章 関連文化財群の設置と措置

第1節 関連文化財群の設定

第2節 関連文化財群のストーリーと構成文化財（※）

第3節 関連文化財群の保存・活用に関する措置

⇒ 市担当課で修正案を作成。その案にて協議会会議において意見徴集を行い反映させていく形で見直し作業を進めていきたい。

※ただし、上記の章、節においても事実関係の記載については、①の方法をとりたい。

- ・事実関係の記載が多い部分 … 第4章第2節、第4章第5節、第5章第2節